

告 示

埼玉県告示第五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県さいたま市桜区神田八十五番地一（五百十三）

小林 純子

二 指定年月日

平成三十一年一月十六日